

福岡県医発第672号(地)

平成20年6月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公 印 省 略)

真空採血管ホルダーの取り扱いについて

標題の件、現在、全国において微量採血用の穿刺器具の調査が各保健所等を通じ実施されているところでありますが、真空採血管ホルダーの調査を独自で実施する都道府県もあり、全国的に混乱をきたしている状況が生じております。

このことについて、このたび日本医師会より「真空採血管ホルダーの取り扱いについて」の通知が別紙のとおりまいりましたので、取り急ぎご報告いたします。

つきましては、本件について、貴会会員にご周知いただきますよう、貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

今後、真空採血管ホルダーの取り扱いについて、新しい情報が入り次第ご連絡いたします。

小郡三井医師会より

医療安全担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

(医安 22) F
平成 20 年 6 月 11 日

都道府県医師会
医療安全担当理事殿

日本医師会常任理事
木下 勝之

真空採血管ホルダーの取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に際しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、今般の真空採血管ホルダーに関しましては、微量採血用の穿刺器具の調査との混同が見受けられ医療機関におかれては混乱が生じているところでございます。

つきましては、別紙「真空採血管ホルダーの取扱いについて」として取りまとめましたので、ご一報申しあげます。

なお、本件につきましては、継続的にかつ速やかに情報提供を行ってまいりますので、何卒宜しくお願い申しあげるとともに、貴管下会員の先生方にご案内いただきますよう重ねてお願い申しあげます。

敬具



真空採血管ホルダーの取扱いについて

1. 真空採血管ホルダーの調査について

本年 5 月 30 日に、厚生労働省医政局長並びに医薬食品局長名で「微量採血のための穿刺器具(針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの)の取扱いに係る周知徹底及び調査の実施について」調査依頼が、各都道府県知事、各政令市長と各特別区長宛に発出されました。

この調査は、微量採血のための穿刺器具に対してであります。一部の都道府県行政においては、真空採血管ホルダーの使用実態調査も独自に行っているとの報告がありました。

日本医師会は、この問題を重視し、直ちに厚生労働省医薬食品局の担当官にその真偽をたどしました。その結果、以下の回答を得ております。

1. 調査を依頼したのは、微量採血のための穿刺器具に関してであり、真空採血管ホルダーについての調査は全く考えていない。今後も調査する予定はない。
2. 真空採血管ホルダーに関する調査は、一部の都道府県行政が独自に行ったものである。
3. 真空採血管ホルダーによると考えられる感染の報告は一例もない。

以上です。

従って、真空採血管ホルダーに関する調査は、上記の厚生労働省の見解のごとく、その必要がないものであることを貴医師会におかれてはご理解いただき、行政と協議いただき、然るべき対応をお願い申し上げます。

2. 真空採血管ホルダーの取扱いについて

真空採血管ホルダーにつきましては、平成 17 年 4 月の改正薬事法の施行から、それまでの「雑品」扱いから「医療機器」に指定変更された結果、添付文書の【禁忌・禁止】欄に再使用禁止である旨が記載されています。

しかし、真空採血管ホルダーを用いた採血は、日常、外来や病棟でも行うものであり、例えば、大病院では毎日 800～1000 件、病棟で 200～300 件の採血を行っています。

採血手技が、大小病院、診療所、検査センターも含め、日常業務の大きな部分を占めておる現実を踏まえて、ホルダーの消毒後の再利用の安全性に関して、直ちに厚生労働省と今後の対応につきまして折衝を行っております。

従いまして、今後の対応に関しましては改めて、ご通知申し上げます。